

## 1 背景

核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭の育児力の低下や親の高齢化による支援の減少など、産後から乳児期にかけての不安を抱える保護者への支援ニーズの高まりから乳児期の支援や対策の強化が必要になっている。

一時預かり事業（一般型）においては、利用条件を満1歳以上に限定しているため、0歳児の一時的な保育の受け皿が不足している一方で、小規模保育事業所においては0歳から2歳児を対象としていることなどから、特に年度前半には定員に対して余剰が生じている状況である。

こうしたことから、保護者の育児に対する疲労や負担等を軽減し、孤立感を抱える保護者を支援するため、小規模保育事業所を対象として、余裕活用型の一時的預かり事業を実施し、保育所等を利用していない0歳児が一時的な保育を利用することが出来るようにすることで、子育て環境の充実を図る。

## 2 一時預かり事業（余裕活用型）の概要

施設面積や職員数によって決まる利用定員よりも在園者数が少なく、定員に余裕がある場合に、余裕分の定員を活用して、在園児外の乳幼児を預かる事業

## 3 一時預かり事業（余裕活用型）利用条件等について（案）

（考え方）

市内11施設で実施しており、満1歳以上の児童の一時的な保育を行う一時預かり事業（一般型）の利用条件を基準に、利用年齢や職員配置などの違いを考慮する。

一時預かり事業（一般型）利用条件（満1歳～未就学児）		
利用料金	利用回数	給食等
4時間以内 600円 4時間超え 1200円 ※生活保護・非課税世帯減免	月15日以内(週3日以内) 緊急的な利用の場合を除く	1食300円 (持参の場合は無料)

余裕活用型の特徴・利用条件設定の根拠		
年齢別職員配置基準が1歳児6人に対し、職員1人が必要なのに対し、0歳児は乳児3人に対し職員1人の配置となっていることを踏まえた利用料金の設定。	利用定員が一般型より少ない点及び低年齢児を預かる観点から月の利用上限を一般型より少なくする。	乳児個々の発達状況に違いがあり、スポット的な利用であること等から個別な対応が必要なため、食事等については持参してもらう。

一時預かり事業（余裕活用型）利用条件（案）		
○利用条件：保育所等を利用していない概ね4か月～概ね1歳児 ○利用時間：原則として午前または午後の利用とする。 （やむをえない事情がある場合は、午前と午後を合わせて利用することも可）		
利用料金	利用回数	給食等
一時預かり事業（一般型） の倍程度を予定	月10日以内(週3日以内) 緊急的な利用の場合を除く	離乳食・ミルク・おむつ 等は持参 ※持参不可な場合は別途 実費徴収による対応

#### 4 一時預かり事業（余裕活用型）通年実施加算について

孤立感を抱える保護者の支援など子育て環境の充実を図るため、各地域エリアにおいて利用枠を通年で確保することとし、通年で余裕活用型を実施する園に対しては、加算を実施する見込み。